

田野町における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主
行動計画に基づく令和2年度実施状況の公表について

・当該計画実施期間：平成28年4月1日～令和3年3月31日（5年間）

(1) 育児休業を取得しやすい環境の整備等

| 令和2年度 男女別育児休業取得率・平均取得期間 | | |
|-------------------------|-------------|--------|
| 男性職員育児休業取得率 | 女性職員育児休業取得率 | 平均取得期間 |
| 0%（対象者1名） | 100%（対象者1名） | 10ヵ月 |

※田野町では目標として、男性職員の育児休業取得率10%以上、女性職員の育児休業取得率100%を目指している。

(2) 男性職員の育児参加のための特別休暇の推進

| 令和2年度 男性の配偶者出産休暇・育児参加休暇取得率・取得期間 | | |
|---------------------------------|------------|-----------|
| 配偶者出産休暇取得率 | 配偶者出産休暇取期間 | 育児参加休暇取得率 |
| 0%（対象者1名） | 0日 | 0% |

〈取り組み内容〉

- (1) 文章や研修等による、男性職員への育児休業取得手続きや各種制度の周知を図る。
- (2) 妊娠を申し出た職員へは個別に育児休業の制度や手続きの説明を行う。
- (3) 育児休業取得希望者の「業務に支障が出ること」への不安を軽減するために、当該部署において業務分担の見直しや、育児休業中の職員の業務を遂行することが困難であるときは、任期付採用や臨時的任用制度による適切な代替要員の確保を図る。
- (4) 子どもの出生時における父親の特別休暇（配偶者出産休暇等）及び年次休暇の取得の推進について制度の周知を図る。
- (5) 男性職員の妻が出産する場合、出産予定の6週間（多胎妊娠の場合は14週間）前から出産の日の8週間を経過するまでの期間に、出産に係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子の養育のため、5日の範囲内で（日又は時間単位で）特別休暇を取得し、男性職員が育児に参加するよう推進に努める。